

## 最高裁判所一般規則制定諮問委員会 議事録(第10回)

(最高裁判所一般規則制定諮問委員会幹事)

### 1. 日時

平成15年12月5日(金)15:30～16:35

### 2. 場所

最高裁判所中会議室

### 3. 出席者

(委員)

遠藤光男[委員長], 大山隆司, 曾我部東子, 竹崎博允, 戸松秀典, 中田裕康, 長谷川裕子, 土方健男, 細川清, 堀越みき子, 堀野紀, 前田雅英, 宮崎礼壹, 宮廻美明, 宮本康昭(敬称略)

(幹事)

一木剛太郎, 尾島明, 金井康雄, 小池裕, 中村愼, 中山隆夫, 明賀英樹, 山崎敏充

### 4. 議題

(1) 法曹制度検討会の報告

(2) 協議

### 5. 配布資料

(資料)

5. 裁判官の人事評価に関する規則要綱(案)〔再改訂(案)〕
6. 裁判官の人事評価の概要(案)〔改訂(案)〕

## 6. 議事

【遠藤委員長】それでは、定刻でございますので、ただいまから当委員会を開会させていただきます。

委員の出欠状況について、小池幹事の方からご報告いただけますか。

【小池幹事】それでは、定足数の関係につきましてご報告申し上げます。

本日は、青木委員、北野委員、鶴岡委員、長谷川真理子委員、古田委員がご欠席でございます。定足数3分の1を満たしていることをご報告申し上げます。

【遠藤委員長】前回と同様に、最高裁が司法制度改革推進本部の法曹制度検討会におきまして当委員会の協議状況を説明されたとのことでございますので、その結果についてご説明していただきたいと思っております。

【小池幹事】11月18日の第23回法曹制度検討会におきまして、当委員会で前回取りまとめでいただきました事項につきましてご説明申し上げます。その後検討会で意見交換が行われましたが、いずれの点についても異議がなく、当委員会での検討結果について了承されました。ご参考までに、お手元に検討会の議事概要を資料としてお配りしました。その末尾に、提出いたしました検討会資料がございますので、ご参考にしていただければと存じます。

以上でございます。

【遠藤委員長】それでは、本論に入らせていただきたいと思っております。

前回の委員会で、裁判官の人事評価制度の内容に関する大方の問題について、一応の結論が出されたと存じております。

ただし、規則要綱案との関係では、2つほど問題が残っております。1つは、地家裁所長の評価権者を高裁長官とすることを規則要綱案に盛り込むか、あるいはたしか宮崎委員からご意見が出されたように記憶しておりますが、規則で例外を設ける根拠規定を明示した上で通達で定めるかという点、第2点は、不服がある場合の手續

への高裁長官の関与につきまして、通達事項にとどめるか、規則事項まで高めるかという2点です。これは、幹事の方で検討していただくことをお約束願ひまして、改めて審議させていただくということにしたと記憶しております。

またもう1つは、資料3の概要案ですが、これまでの当委員会の議論を踏まえて改訂することにさせていただきました。

そこで、本日はこれらの点を中心としてご議論いただきたいと思います。

山崎幹事の方から、検討結果についてご説明下さい。

【山崎幹事】お手元に資料5「裁判官の人事評価に関する規則要綱(案)(再改訂(案))」と、資料6「裁判官の人事評価の概要(案)(改訂(案))」をお配りしてございますので、ごらんいただきたいと思います。

資料5の規則要綱案でございますが、前回の当委員会での協議を踏まえまして、幹事におきまして、前回お配りした資料4の規則要綱案の再改訂を検討したものでございます。この案の作成に当たりましては、幹事の主要メンバーが集まって協議を重ね、また遠藤委員長のご意見も伺ひまして、最終的に幹事会として今回の案を作成したという次第でございます。

また、資料6の概要案でございますが、これも同様に、前々回にお配りしております資料3の概要案につきまして、これまでの当委員会における協議を踏まえて改訂したもので、幹事会において了承されたものでございます。

いずれの資料につきましても、修正部分が分かるように、見消しの形で作成したものと、その修正を反映して清書したものを用意しております。資料5の規則要綱案の改訂の内容は、資料6の概要案の改訂の中に盛り込まれていますので、ここでは資料6の概要案に基づいて、前回の当委員会で幹事に検討がゆだねられました地家裁所長の評価権者の点と、不服がある場合の手續への高裁長官の関与の点、この2点を中心にご説明いたしたいと思います。

それでは、まず資料6の見消し版の1ページの「2 評価権者」のところをごらんいただきたいと思います。前回取りまとめられました地家裁所長の評価権者を高裁長官とすることにつきまして、そのことを規則要綱案に書き込むか、あるいは規則要綱案では例外を設ける根拠規定を明定するにとどめて、その規定を受けて通達で定め

るかという点が検討課題となっております。

そこで、幹事において検討いたしました結果、評価権者等につきまして、規則要綱案第2項の(1)、(2)の方法によることが適当でない特別の事由がある場合は、最高裁が別に定めるところにより人事評価を行うことを規則要綱上明示してはどうかということになりました。そこで、この枠囲みの中に記載されていますように、(3)を新たに設けまして、今申し上げましたことを規則要綱上明記することにしたわけでございます。

ただ、地家裁所長の評価権者につきましては、これまで当委員会や司法制度改革推進本部の法曹制度検討会でも特に議論されてきたところでありますので、そうした議論の経過を踏まえまして、第2項の(1)、(2)の例外の一つであることを明確にするために、「地家裁所長について人事評価を行う場合」を明示する規定ぶりにはどうかということになりました。なお、概要では、地家裁所長の評価権者を高裁長官とすることを第2項の(3)により別途定めることを枠外に記載し、明らかにしています。

また、最高裁に勤務する裁判官等の評価権者についても議論がございましたので、これも第2項の(3)により別途定めるということを概要に明記したわけでございます。

次は、不服がある場合の手續への高裁長官の関与の関係ですが、資料6の4ページの「5 不服がある場合の手續」のところをごらんください。

ここでは、不服がある場合の手續への高裁長官の関与について、通達事項にと定めるか、あるいは規則事項にまで高めるかという点が検討課題となっております。

そこで、幹事において検討した結果、規則要綱案の第5項の中に高裁長官の関与を盛り込んでどうかということになりました。第5項は、従前の案を申し上げますと、(1)で裁判官による不服の申出と評価権者による調査、(2)で評価権者による評価書の記載内容の修正等と裁判官への通知を規定していましたが、高裁長官の関与を規則の中に盛り込むことになったことから、(1)で裁判官による不服の申出、(2)で評価権者による調査と評価書の記載内容の修正、(3)でその高裁長官の関与、(4)で評価権者による裁判官への通知をそれぞれ規定して、再構成することにいたしました。そして、その不服の手續への高裁長官の関与の規定ぶりでございますけれども、評価の際の高裁長官の役割が第2項に書いてありますが、これとパラレルに、高裁長

官は、地家裁所長がした評価書の記載内容の修正又は不服の申出に理由がない旨の記載について、調整及び補充をするということにいたしましたわけであります。

ここで改めて地家裁の裁判官が不服を申し出た場合の процедуруを具体的に説明させていただきますと思います。

まず、不服の申出があった場合、評価権者である地家裁の所長が必要な調査をいたしまして、その結果に基づいて評価書の記載内容を修正するか、不服に理由がない旨を評価書に記載します。その後、高裁長官が、地家裁所長によりなされました不服に対する判断について、調整・補充を行うこととなります。ここでいいます調整・補充とは、先ほど申し上げましたが、評価権者に関する第2項の(2)における高裁長官の調整・補充とパラレルに考えまして、地家裁所長によってなされました不服に対する判断について、高裁管内を見渡した上で調整を行う、またみずから得た情報に基づいて補充するということを考えているところであります。具体的には、評価権者による記載内容が修正され、又は不服に理由がない旨が記載された評価書に、高裁長官がさらに調整・補充の記載をするという形になるうかと思えます。その過程で、必要に応じて高裁長官は調査を行うこととなります。高裁長官は、地家裁の裁判官との関係では、地家裁所長よりも遠い位置にいますので、評価資料においては制約を受けるという面がありますけれども、一方では地家裁所長よりも多数の裁判官を見る立場にありまして、そうしたことから評価の場面で調整・補充を行うこととされたわけですが、不服の申出があった場合の制度設計はこのことと整合性を有するものだろうと考えている次第でございます。

第5項の(4)ですが、評価権者が不服の申出に対する処理の結果を裁判官に通知するということが規定されているわけですが、高裁長官が関与して調整又は補充を行った場合には、その調整又は補充を行った評価書の記載内容を評価権者が裁判官に通知するというようにいたしております。

なお、資料6の4ページの枠外でございますが、地家裁等に所属する裁判官が不服を申し出た場合の取扱いと、高裁に所属する裁判官が不服を申し出た場合の取扱いについて、手順の流れに即して分かりやすく整理して記載いたしました。

以上が主要な点ですが、ご説明したところのほかに、資料6の概要案の枠囲みの

外の記載につきましても、これまでの当委員会での議論を踏まえて改訂を考えましたので、修正を加えた点についてご説明したいと思います。

まず資料6の概要案の2ページの「3 評価の基準等」の(1)の評価結果の表示方法のところでございますが、これは前回の当委員会での議論を踏まえまして、文章式評価による場合、「裁判官の能力の向上にも資するように、経験、担当職務の実情等を踏まえて分かりやすく記載するように努めるものとする」という点を追加することいたしました。

また、資料6、概要案の3ページの3、評価の基準等(2)の外部情報の取扱いのところですが、やはり前回の当委員会での議論を踏まえまして、「所属裁判所の管内の弁護士会、検察庁に対し、弁護士、検察官が情報を有する場合には、その有する情報を受付窓口において受け付けることを周知依頼する」という点を追加して記載することいたしました。

さらに、概要案の5ページの「その他」のところでございますが、「評価書の保管方法」も、人事評価の実施に関し必要な重要な事項に当たりますので、追加して記載することとしたわけでございます。

以上、規則要綱案、概要案の改訂についてご説明申し上げました。

【遠藤委員長】それでは、資料5と資料6の両者を比べていただければ一目瞭然でございますが、資料6の概要案の枠の中に資料5の規則要綱案がすべて含まれておりますので、以下、資料6の概要案に基づきまして、問題となっております評価権者と不服がある場合の процедуру中心としてご協議をお願いしたいと思います。

まず、地家裁所長の評価権者を高裁長官とすることを中心とする評価権者の問題から協議を始めたいと思います。この点につきましては、今、山崎幹事から詳細ご説明がございましたとおり、資料6の概要案の「2 評価権者」とある部分の枠囲みの中の規則要綱案では、新たに(3)を設けまして、「地方裁判所又は家庭裁判所の長について人事評価を行う場合その他裁判官が担当する職務に照らして(1)又は(2)の方法によることが適当でない特別の事由がある場合は、最高裁判所が別に定めるところにより人事評価を行うものとする。」という規定を新たに設けさせていただきました。さらに、枠外では、地家裁所長の評価権者を高裁長官とすることや、最高裁の事務

総局あるいは調査官室に勤務する裁判官等の評価権者については、同様にこの(3)を通じて別途定めることとしたわけですが、この枠囲みの中の表現及び枠外の改訂について、ご意見がありましたらお伺いしたいと思います、いかがでしょうか。

【宮本委員】全体についてはここで問題にはいたしません、(3)の「別に定めるところにより」の部分について、一部意見にわたりますけれども、質問が全部で5点あります。1つは、別に定めるといふ法形式をどうするのかという点をお伺いしたい。それから2点目、最高裁が別に定めるといふことは、最高裁判所裁判官会議の議決に基づいてやるということになるのか、あるいは事務総局のどこかの部局、事務総長か、あるいは担当の局長が授権を受けて定めるといふことになるのか。3番目に、その場合にどういう形でやるのか。つまり、これに該当する職務は相当数多くあると思います。事務総局の中でも、例えば局付、課長、局長、あるいは最高裁調査官がおられるし、研修所についても所付、教官、所長とか、これらを例えば別表という形になさるのか、そういった形式の問題についてお聞きしたい。それから、「最高裁判所に勤務する裁判官等」といいますけれども、どの範囲について別途の定めをするということになるのかという点です。5点目は、第1回の冒頭に通達等は公表しないというご説明がありました、ではどうやって公表あるいは公表に準ずる形で明らかにされるのか。例えば通達等の内容を書き直した上で公表するということになるのか、通達等それ自体を公表することには何か差し支えがあるのか、いずれにしても、意見書が求めている透明性確保のためには何らかの方法で公にする必要があると思います。最後の点は意見にわたります。

【遠藤委員長】今、宮本委員から5点ほど質問を中心として、一部ご意見も含まれていたようですが、お述べいただいたわけですが、山崎幹事からお答えいただけますか。

【山崎幹事】「最高裁が別に定めるところにより」とあるが、どういう具合に定めるのかというご質問ですが、私どもが考えておりますのは、最高裁の裁判官会議でご了解を得まして、そのご了解に基づきまして通達を定めるのが一番いいのではないかなと思っております。したがって、裁判官会議にお諮りすることになります。そういうことで1番目と2番目のご質問にはお答えしたことになると思います。

どういう形式か。具体的にはまだ考えておりませんが、おっしゃられたような別表で整理して分かりやすくするというのは考えられると思っております。

どの範囲ということは、これまで議論していただいたところが主だったところだと思います。最高裁事務総局に勤務する者ですとか、最高裁調査官ですとか、司法研修所教官ですとか、そういったものが考えられます。「等」といいますのは、例えば職務代行の制度というものがございまして、特定の裁判官について、本務庁以外の裁判所の職務代行を命ぜられるというパターンがありまして、これには、実際どれくらいほかの裁判所で事務をとっているか、さまざまなものがあるものですから、そういうものについて手当てが必要なのか、必要でないのかを考えた上で、必要であればそういうものも入ってくると、つまり職務等に照らして特別に定めることが必要だいうケースに当たり得る場合も出てくるのかなと思いますので、そういうことを念頭に置いているということでございます。

そういった形で通達等を定めましたら、可能な限り公表し、皆さんに分かっていただくような措置を考えたいと思います。これは前回も申し上げましたが、ホームページに登載させていただいて皆さんにごらんいただくということだろうと思いますが、制度の実施に際しては非常に細かい事務的な通達も当然出てくるわけですから、そういうものを一切合切登載しても、余り関心を持たれないということもありますので、制度の形が分かるようなものについて、今申し上げたような形で公表してはどうかなと思っております。

【遠藤委員長】今のご説明でよろしいでしょうか。

【宮本委員】大体結構です。職務代行判事について別途定めることになるかもしれないということでしたが、職務の代行をしている、つまり仕事をしているところで評価をすると、単純に考えるとそう思うのですけれども、そうではないような何か事情があるんですか。

【山崎幹事】そうなるだろうと思います。例えば、本来の配属庁は、地方裁判所でありましてけれども、現実の職務は高等裁判所の職務代行を命じられて、高等裁判所で勤務しているというケースがあるわけでございます。このルールでいきますと、所属庁であります地方裁判所の所長が評価権者になりますが、地裁ではほとんど仕事をして

いないので、所長はよく分からない。むしろ、高裁長官が評価した方が適当である。そういう場合が出てき得るわけで、そういったことを念頭に置いてご説明したわけです。

【堀野委員】最高裁のいろいろな組織の根拠は何ですか。どういう規定に基づくのでしょうか。裁判所法だけですか。例えば、別表に記載すべきいろいろな職務などが俯瞰図のように見えるようなものは、裁判所法だけですか。

【山崎幹事】最高裁判所事務総局分課規程というのがあり、その規程でそれぞれのセクションと所掌事務が定められています。

【堀野委員】この「別に定める」とした部分については、その設置の根拠に基づいて、大体論理必然的にこの部署、この人についてはこの人が評価するのが適当だと分かるものなのかどうか。それから、ちょっと具体的な質問で申しわけないんだけど、例えば司法研修所の所長、事務局長、それから裁判教官といった場合、これはだれがどういう評価をすることに具体的になるんでしょうか。論理的に、それは当然こうだというようなものなのか、あるいはかなり裁量で、あっちへ持っていこうか、こっちへ持っていこうかといった問題なのか、その辺はどうなんですか。

【山崎幹事】前回たしか執務の状況を一番把握している人が評価するのが最も合理的であろうという議論がありました。そういうことからすると、おのずから決まってくるだろうと思います。事務総局の中のセクションですと、そこで働いている人についてはセクションの長が判断するのが一番いい。司法研修所の例を出されましたが、教官については所長が一番よく分かっているんで、所長ということになるだろうと思います。

【堀野委員】事務局長についても所長と。

【山崎幹事】そう思います。

【堀野委員】所長については。

【山崎幹事】それは別途また考えないといけないと思いますが。

【竹崎委員】基本的に言うと、事務総局、あるいは研修所を含めてですが、一種の行政機構であって、組織としての論理があるわけですから、その論理に従った評価に当然なると思います。

【堀野委員】大体決まっているということですか。

【竹崎委員】ええ、そうだと思います。

【遠藤委員長】よろしいですか。

【堀野委員】結構です。

【遠藤委員長】ほかの方々はいかがでしょう。

特にご発言がなければ、資料6の2でございますが、評価権者の枠囲みの中と枠外の改訂につきましては、資料6にある記載のとおりでよろしいという意見が大勢であるように思われますので、当委員会としては、原案どおり取りまとめることにしたいと思いますが、よろしゅうございますか。

(「異議なし」との声あり)

それでは、次の問題でございますが、不服申立ての手續への高裁長官の関与に入りたいと思います。

この点につきましては、先ほど山崎幹事からご説明がございましたとおり、まず枠囲みの中では、(1)から(4)まで、(1)が裁判官からの不服申出、(2)評価権者がとる手續、(3)が高裁長官がとる手續、(4)が裁判官への通知と、このように項立てを整理し直した上で、高裁長官の関与を規則事項として明記しています。また、枠外の「不服の申出がなされた場合の具体的な取扱い」のところにつきましては、極めて分かりやすく説明をする手續の流れが記載されているようでございます。この枠囲みの中と枠外の改訂について、ご意見があれば伺いたいと思いますが、いかがでございましょうか。

【土方委員】意見というよりも、ご説明いただければということなんですけれども、一般的に一次考課者と二次考課者、最初に一次考課者に考課をしてもらって、不服があるときは二次考課者という形が一般的には一番自然な形だと思いますけれども、こういう形でまとめられたのには、何か幹事会で随分議論された結果、そういう二段階ではなくてこういう形にということになったと伺っているのですが、その辺の事情をご説明いただければと思います。つまり、なぜ一次考課者、二次考課者という段階ではなくて、一次考課のところ、あるいは不服申立のところ、その場で高裁長官が補充されるという仕組みにされた理由をご説明願います。

【山崎幹事】さっき申し上げましたとおり、そもそも最初に評価するときにも、所長が評価権者であって、高裁長官は、いわば第二次評価権者のような立場だろうと思います。

不服の申出があったときも、その不服の申出の理由を踏まえた上で改めてもう一度評価を考えてみるということで、同じように考えれば、第一次的に所長がやり、第二次的に高裁長官がやるということで、実質的には二段階で不服に対して対応しているという形になるのではないかと考えたわけですが、それが当初の評価とパラレルになっていて、一番合理的なシステムではないかと考えたわけです。

【堀野委員】最初の評価における高裁長官の行う調整と、不服申立てのときに高裁長官が行う調整とは同じ意味なのか、違う意味なのか、それぞれどういうことを意味するのか、ちょっと教えてください。

【山崎幹事】「調整」という言葉がやや分かりにくい気がいたしますが、「調整する」というのは、だれかと協議して意見を調整するという意味で使っているのではございませんで、先ほど申し上げましたけれども、高裁長官は、高裁管内の多くの裁判官を見ているという立場で、所長の具体的な評価について、全体のバランスを見ながら必要な修正を加えていく、そのことを「調整」と呼んでいるわけでございます。当初の評価のときは当然そうするのですが、全く同じ意味で、不服があったときも、不服の申出とその理由を見ながら、同じように全体的に見て、所長が第一次的に判断した修正をすべきか、すべきでないかということについて調整・補充をするという考え方でございます。

【宮本委員】問題になるのは実質的にはこの5の(3)のところなのですが、今、人事局長ご自身がおっしゃったように、せっかく幹事が努力していただいたのに申しわけないですが、非常に分かりにくいと思います。どうして分かりにくいかというと、今、堀野委員が指摘したとおり、評価権者としての高裁長官の立場と不服手続における高裁長官の立場とがどう関係してくるのが分からない。言葉として、いずれも調整・補充という言葉を使ってある。それで、今、人事局長もパラレルにとおっしゃったのですが、実は言葉は同じでも意味は違うのではないかと思います。評価権者としての高裁長官は、地裁・家裁所長が行った評価について調整・補充をする。ところが、不服があった場合に、さらに調整するということになると、これは例えば新たな調査が行われたり、不服を述べた裁判官が自己の見解を述べたりということを前提にやるわけなので、そうすると評価段階における高裁長官の立場とは違うと思うのです。それを同

じ言葉で表現しようとするので、大変分かりにくくなってしまわないか。そうであれば、同じ調整・補充という言葉を使っても意味が違うということを明確にするか、あるいは別の言葉で表現するのが相当ではなからうかと思えます。

【竹崎委員】これは、理屈ではさっき人事局長が申し上げたかもしれませんが、例えば地裁の所長がある人について評価をする。そうすると、その評価が安定しているかどうか、あるいは記載が的確なのかどうかということを高裁の立場からは、評価される人間と評価する人間も見ているわけですし、その評価する人間のバイアスがかかっているか、かかっていないかといったことを考慮しながら調整とか補充とかを行うということになると思います。不服申出があった場合、その不服申出の内容によっては、具体的な事実の存否が問題になったり、あるいは存否だけではなくて、それを含めた評価が問題になるということもあるわけですが、その場合も、そのときの取扱いというのは、評価される、つまり当該不服申出をした人間のありようの問題、あるいはその事実のありようの問題、それからそれを処理した所長の側、つまり第一次評価権者の処理の仕方の問題、あるいはそのときのものの見方の問題、その双方を踏まえた上で、ちょっと離れて両方を見て処理するのが高裁長官の役割であろうと思います。だから、評価と不服申立が違うと言え、そのきっかけは違うかもしれませんが、しかし、現象的には非常に共通したことがある。大事なことは、評価する人間あるいは不服申出を処理する人間と、それから評価される人間、不服を申し出る人間、その双方を見ている人間が言うならばどちらかにバイアスがかかっていないだろうかということを記載する。いい言葉が見つければいいんですが、なかなかこれは言葉としては難しい。精神はそういうところにあるので、あえて用語を区別しなくても、機能はそういうことですということでお分かりいただくのが一番いいのではないかと思います。

【宮本委員】そこです。今、きっかけが違うとおっしゃった。そのとおりで、きっかけが違います。それから、恐らく不服を申し立てた裁判官が、私はこう考えるとか、私の場合は所長に知られていないという事実がありますとか、いろいろなことを言うかもしれないです。それらについて、高裁長官がそれらの事実あるいはそれらの意見を見ながら、さらに考えることになる。それを調整・補充と言うなら言ってもいいけれども、評価権者の行った評価に対する調整・補充という、当初の評価権者から出てきたアプロ

一チの仕方と、高裁長官としてはアプローチが違うのではないか。

【竹崎委員】現象形態として違う場合もあるだろうし、ほとんど変わらない場合もあるだろうし、そこは違うような事例を想定すれば、それはなるほどやっている作業内容に違いが出てくるということはもちろんあると思うんです。そこをあえて書き分けなければならないと、つまり訴訟と違って、こういう申し立てにはこういう手段でこういう対応しかないということはないわけですし、それはあらゆる材料を総合的に判断して評価がなされる、あるいは不服申出もそうやってなされればよろしいわけですし、そこにそんなに大きなあるいは質的な違いがあるわけではないと思います。大事なことは、ある一つの段階で、例えば所長なら所長の下した判断というものが最終的なものになるのではない。それがもう一回、少し離れた立場にある人あるいは両方を見渡せる人からレビューをされるということが大事なのであって、そのレビューの仕方について、こういう作業がある、ああいう作業があるということを区別することにはそんなに意味があるのではないと思います。

【宮本委員】そもそも戻って、これは竹崎委員にお尋ねしていいかどうか、不服の場合の「調整」とは、概念としてどう考えたらいいんですか。

【竹崎委員】用語が適切かどうか、私にはよく分かりませんが、実際の作用はさっき申し上げたようなことなんだろうということしかちょっと申し上げられないんですが。

【宮本委員】用語が適切でないことはない。

【竹崎委員】用語として、例えば評価と性質的に本当に質的に違う行為をやるのかというと、私は必ずしもそうではない、評価で行う行為と性質的には極めて近似した行為を行うのではないかと思うものですから。だから、もともとの調整がいいのかどうかという問題はあるんですけども、特に第1回目の、つまり最初の評価とどうしても用語を違えなければならぬとは必ずしも思わないわけです。

【宮崎委員】この用語がおかしいとすれば、不服という言葉がいわゆる不利益処分に対する不服申立てという場合の不服とは違うんだということに本質はあるんだと思うんです。つまり、評価というのが、ぎりぎり突き詰めていきますと、前回古田委員もちょっと疑問を呈しておられましたけれども、突き詰めていけば人事権者の人事上のいろいろな決定、これは場合によっては著しく不利益であれば、国家公務員法上も不利

益処分になるんですけれども、それが究極であるとバクッと行ってしまうと、その場合に積み重ねられていく評価という過程が全部ブラックボックスに入ってしまう。したがって、その評価という過程をとりあえず一応それはそれとして取り出して、評価書の作成、蓄積、保管といったことを明るみに出して、それに透明性を与えようというのが今回の趣旨だと思うんです。したがって、これについては、そういう煩わしいことの評価書をつくってくれるなという不服が制度上認められるかという、それは認められないので、結局のところ不服と言っても、それはその内容をより正確なものにする意味で、自分としてはちょっと足りないと思う、あるいはそこで書かれていることは違っていますということで結局補正・訂正の申立てをするという言い方をする方が実態に即している、そういう不服と思います。したがって、そうしますと、極端な話、不利益処分に対する不服であれば、一番明確な形は第三者、外部の人に見てもらおうというのが不服の一つのやり方かもしれませんが、これは評価書の作成と蓄積、保管という制度をより正確なものにするための申立ての制度だと思えば、評価権者を人事権者と一緒にしてしまうと結局全部ブラックボックスに入ってしまうから、人事権者というのは最高裁判所会議なんでしょうけれども、実際に日々裁判官を見ているところで評価書の作成と蓄積をしよう。そうすると、やはり基本的には所長さんになる。その前の方のところ、それに対して高裁の長官が調整・補充をするということであれば、その範囲でもう一遍耳を傾けて、足りないということがあれば直すということでおさまるのがこの制度の趣旨と私は思っております。だから、調整という言葉がおかしいというよりは、不服という言葉がちょっと普通の不利益処分に対する不服申立てというのとは違うんだということを、ここでそれはそうだなと納得すれば、それはそれでよいのではないかと思うんですが。

【遠藤委員長】今のご発言等も踏まえて、宮本委員、何かまだご意見がおありであれば伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

【宮本委員】それで、いいのかなと思う。

【堀野委員】補充・調整という意味をその外側からもう少し明らかにしてほしいと思うんです。これは両者が協議して決めるということとは全く意味が違うものだと思えます。それはそれでよろしいわけですね。そうすると、お互いに不服に対して持つ見解

については、地裁の所長がまず見解を記し、そして高裁長官が補充・調整ができる、補充・調整したということが明記されるような書面になると理解してよろしいわけですね。

【宮本委員】別のことですが、高裁長官が高裁判事に対して行った評価に対して不服の申出があった場合には、その意味での調整・補充は行われないと理解するわけですか。

【山崎幹事】そういう構造になります。

【堀野委員】それと同じような、高裁長官が行った最初のときの補充・調整についてのみ不服のある場合に、地裁所長はこれには何ら関与しないということですね。

【山崎幹事】今の点ですが、補充調整後のトータルとしての評価を前提として、所長は不服申出の理由と比べて、それがどうかということを第一次的に判断して、所長として、その評価を修正すべきかどうかという判断をすることになると思います。

【遠藤委員長】いかがでございましょうか。宮崎委員からご発言があったところは、なるほど、言われてみると、調整・補充という言葉は多少分かりにくいという側面がないわけではないんですが、そもそもが原点に立ち返って考えてみると、この制度は、厳格な意味での不利益処分が出た場合の不服申立手続とは大分そのニュアンスが違うように思われます。大事なことは、不服申出があった場合に、所長一人だけで事を済ますのではなく、高裁長官の関与があって、より一段と高い見地から、幅広い角度から再検討していくというところに土方委員がおっしゃった手続構成もあるのだらうと思います。その結果、所長の意見は所長の意見として、さらには長官の意見は長官の意見として、それが不服を申し出た裁判官の手元に返ってくる、両論併記的な形で返ってくるのだらうと思いますが、改革審が言っているように、人事評価の公正性、透明性、納得性の担保という意味では、私はそれなりにかなり前進したというか、改善されているように思います。したがって、宮本委員のご意見の趣旨は分からないことはないのですが、特にご発言がないようであれば、当委員会の結論としては、資料6の「5 不服がある場合の手続」に関する枠囲み内の規定、それから枠外の改訂については、原案どおり、つまり資料6にある記載のとおりで取りまとめをさせていただきたいと思いますが、よろしゅうございますか。

【土方委員】ちょっと細かい別の角度からになるのですけれども、不服申立ての取下げということができるとかということをご伺いしたいんです。といいますのは、ここに最後に、不服の申立てがなされた場合は記録化されるということなんです。それで、記録化されて、実は第一次評価者、第二次評価者が不服申立てに対して答えていく。それを被評価者が納得した場合、本当にそうだった、それであれば不服申立てをする理由はないと判断したときに、不服申立てを取り下げることになると、記録から削除されるということになりますね。不服申立てがやりやすい、これが本当に不利益処分の場合の申立てですと、それができないのかどうかというのはよく分からないんですが、こういう場合、そういうことができてもいいのではないかなと思うんですが、そういうのは可能かどうかということです。

【遠藤委員長】取下げについては、あるいは時期的な問題もあろうかと思いますが、その内容を幹事の方からお答えしていただけますか。

【山崎幹事】実際に人事評価制度を運用していく中でそういう場合も起こり得るかなと思って拝聴していたのですが、実はそんなに細かくシチュエーションを分けて考えていたわけではございません。もともとこの評価制度というのは、裁判官と所長なら所長との間の対話が重視されているシステムですので、今、土方委員がおっしゃられたように、一度不服を申し出てはみたものの、改めて調査したり、あるいは所長と対話する中で納得したというケースがあってもおかしくはないと思います。そういう場合の取扱いですが、基本的には、一度不服を述べられたら、それはできるだけ正確に残しておいてあげた方がその裁判官のためになると一般的には言えると思いますが、例外的に、本人が納得して、当初から不服はなかったことにしてくれと特に希望された場合にどうするかということについては、実務的な対応も不可能ではないと思います。

【長谷川(裕)委員】あえてそんなものをなかったことにしてくれということよりは、自分が評価されたことに対して、自分の思っているものとは違うような評価をされた。しかし、調整している段階で、自分の気づかなかったことについてこのように評価されていたのかという事実がはっきりしてそのことを受け入れたなら、受け入れたということが記録にしてきちんと残っている方が、その人の長い職業生活の中では評価になっていくのではないかなと思う。それともう一つは、例えば最終的に調整ができなくて納得で

きなかったときというのがあります。納得できなかったということも事実としてきちんと記録として残しておくの方が、その人個人の評価という点ではいいのではないかと私は思います。

【土方委員】もちろん、不服で納得できなかったときは絶対記録に残さなければいけないと思うんですけども、今申し上げたのは納得できてしまったときのことなんです。

【宮本委員】不服の申出をしたことは、そのこと自体で不利益には扱われないんでしょう。

【山崎幹事】もちろんです。それを不利益に扱うということはありません。

【宮本委員】でしたら、事実上なかったことにすることもあるかもしれないという今の人事局長のお話はちょっとどうかなと思います。

【山崎幹事】非常に例外的な場合に、現実的な対応が全くないかということ、それは実務を行う上ではあってもそんなに変なことではないだろうということを申し上げただけで、原則は、先ほども申し上げましたけれども、ご本人のためにも、その過程をできるだけ正確に残した方がいいだろうと思います。

【長谷川(裕)委員】大体皆さんの合意ができたから、今さらという気もするのですが、私から見たとき、やはり調整及び補充ということについては、なかなか理解しがたかったとっております。最初に評価されるとき調整・補充と、不服が申し立てられてからの調整・補充が、どうも質的に手法も違うのではないかと考えているのですが、それ以外に適切な表現がないとすれば、どこかで、恐らく通達か何か運用のところの意味合いの違いをお書きになるかと思うんですけども、ここは違うのではないのかなという気はいたします。

それともう一つ、これはなかなか分かりにくかったんです。この幹のところと不服のところは、もうちょっと何か分かりやすい図解があるとよかったので、どこか外部に対して説明するときにはそういうものがあると、これはもともと司法制度改革審議会及び検討会でも恐らくご関心のあることかと思しますので、そういうことなども少し準備しておくとうろしいのではないかなと思います。

【遠藤委員長】それでは、結論的には、先ほど私が取りまとめさせていただいたような方向で当委員会の意見とさせていただきたいと思いますが、よろしゅうございますか。

(「異議なし」との声あり)

規則要綱案自体の改訂に関連する部分につきましては以上議論したところでございますが、なお、資料6の概要案では、このほかに幾つかの修正事項、例えば概要案の2ページの赤線が引いてある部分ですが、「裁判官の能力の向上にも資するように、経験、担当職務の実情等を踏まえて分かりやすく記載するよう努めるものとする。」とか、あるいは次のページの「弁護士会や検察庁に対して、弁護士や検察官が有する情報収集について、窓口で受け付けることを周知依頼する」ということ、6ページの「評価書の保管方法をはじめ」云々という部分など、幾つかの訂正をしていただいたわけでございます。これらの部分について、何かご意見があれば承りたいと思いますが、いかがでございましょうか。

【堀野委員】色のついたところではないんですけども、3ページの真ん中あたりで、外部評価について、「原則として、顕名により」ということで、これはそういう議論だったと思いますけれども、法曹制度検討会に出席された最高裁の説明者の方から、顕名でなくても数多く集まるということでそれが重要な情報になるとか、要するに顕名でなくても情報として使うんだというご発言があったように、顕名主義というのは原則としてということで、顕名でなくても一定の価値あるものは採り入れると理解すべきだと思っておりますけれども、それでよろしいんですか。

【山崎幹事】おっしゃるとおりだと思います。顕名でないは一切取り入れられないというわけではない。

【堀野委員】往々にして外に出るときは顕名でなければいけないと誤って伝えられるおそれがありますので、その辺のところは顕名以外をシャットアウトするんだと外に伝わらないようにしていただいた方がいいのではないだろうかということです。具体的な方法はお任せしますけれども。

【山崎幹事】裁判の独立との関係は非常に神経を使わなければいけないところなものですから、やはり原則として顕名でなければ困るということはきちんとしておきたいと思っております。そうでないと裁判官は防御のしようがない。そういうことで、これはきちんとしておきたい。ただ、実際問題として、顕名でなくても同種の情報が大量に寄せられて、その人についてそういう問題点があるということが分かれば、それは評価に取り入れ

することは可能ではないか。そうしたことは、あくまでも例外的なものとして位置づけておく方がいいだろうということで、こういう書き方にしております。

【竹崎委員】特にその点を指摘されるのは、アンケートを許容するものであるととられると困るということであって、そうではなくて、キャンディッドな(自然な)情報は匿名であつてもたくさん集まって、それなりの証明力を持つ場合があるということは否定することではないということだろうと思いますが、検討を要すると。

【戸松委員】これは、読み方として「顕名により」というところに目を集中してはいけないのであって、「情報の的確性を検証できるようにするという観点」、このこととの関係で一番いいのは、顕名により、そのほか具体的な事実や根拠が書いてあるということが重要だという理解ではないでしょうか。顕名で書いたかどうかということだけを基本にして議論すると、ちょっと危ない面があると。

【遠藤委員長】「原則として、顕名により」というのは、今おっしゃったとおりであろうと思います。「原則として」とありますから、今、山崎幹事がご説明いただいたような運用になるうかと思えます。そのような前提で、資料6の概要案の改訂のその余の部分につきましては、先ほど申し上げましたように、異論がないということで取りまとめさせていただきます。よろしゅうございますね。

(「異議なし」との声あり)

それでは、最高裁から当委員会に諮問されました「裁判官の人事評価に関する規則の制定について」という諮問事項につきましては、資料5の規則要綱案を要綱として答申いたしたいと思えます。また、資料6の概要案につきましては、当委員会の議事録に添付するものとして、さらに最高裁の裁判官会議にも提出してもらおう扱いにいたしたいと思えます。

なお、山崎幹事から、この案件に関する今後の予定について簡単にご説明願えますか。

【山崎幹事】ありがとうございました。ただいま当委員会におきまして答申のご決議をいただきましたので、裁判官会議に報告させていただきます。

今後の予定でございますが、事務局におきまして要綱を踏まえまして規則案を作成し、今月中には、裁判官会議の議決を経て、裁判官の人事評価に関する規則を

制定する方向で検討させていただきたいと思っております。新しい制度につきましては、来年の人事評価からの実施に向けて、これから整備を進めていく予定でございます。以上でございます。

【遠藤委員長】この案件につきましては以上をもって終了することにいたしたいと思っております。

昨年の7月以降、1年余にわたりまして、本日まで都合10回にわたりましてご審議いただいたわけですが、当委員会としては4つ目のテーマである裁判官の人事評価に関する規則の制定について答申することができました。これはひとえに委員の皆さん方の真摯な取組みに負うところでございます。改めて深く御礼を申し上げます。本当にありがとうございました。

それでは、本日の委員会は以上をもって終了させていただきます。

(以 上)

裁判官の人事評価の概要(資料6)